

平成30年度 第1回
江戸川区子ども・子育て応援会議
議 事 要 旨

日 時 平成30年9月7日（金） 午後13時30分から

場 所 グリーンパレス 高砂・羽衣

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況 資料1
- (2) 江戸川区子ども・子育てに関する総合計画 資料2-1
- (3) 子育てに関するニーズ調査の実施について 資料2及び資料2-2

3 報告事項

- (1) 江戸川区の待機児童の状況と取組み 資料3
- (2) 平成32年度開設 江戸川区児童相談所について 資料4

江戸川区民ニュース

『 ともに未来へ歩む～児童相談所と里親制度～ 』

4 閉 会

平成30年度 第1回 江戸川区子ども・子育て応援会議 出欠状況

	所属機関・役職名	氏名	備考
1	玉川大学学術研究所 高等教育開発センター教授	笹井 宏益	委員長
2	江戸川区私立幼稚園協会会長	田澤 茂	
3	江戸川区認可私立保育園園長会会長	秋山 秀阿	
4	江戸川区立小学校長会会長	平川 惣一	代理出席:平田 鐘明 (江戸川区立小学校長会副会長)
5	江戸川区立中学校長会会長	● 横澤 広美	
6	江戸川区保育ママの会代表	清家 君枝	
7	江戸川区認証保育所連絡会共同代表	須永 尚子	
8	江戸川区青少年育成地区委員長会会長	田中 稔家	副委員長
9	江戸川区青少年委員会会長	● 川島 英夫	
10	青少年育成アドバイザー	山本 又三	
11	江戸川区私立幼稚園協会PTA連合会会長	● 五井 由希恵	
12	江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会理事長	● 尾崎 泰子	
13	江戸川区立小学校PTA連合協議会会長	井田 佳男	
14	江戸川区立中学校PTA連合協議会会長	● 渡邊 哲也	欠席
15	江戸川区認証保育所利用者代表	● 鈴木 恵	欠席
16	東京商工会議所江戸川支部会長	平田 善信	
17	連合江戸川地区協議会	宇賀神 由美子	欠席
18	民生・児童委員協議会	大崎 弘	欠席
19	江戸川区医師会理事	千葉 友幸	代理出席:瀬尾 優介 (江戸川区医師会事務局庶務課)
20	江戸川区歯科医師会会長	● 齋藤 祐一	代理出席:川野 浩一 (江戸川区歯科医師会副会長)
21	公募区民	岩崎 薫子	
22	公募区民	田口 洋子	欠席
23	区議会議員(福祉健康委員会委員長)	● 川瀬 泰徳	
24	区議会議員(福祉健康委員会副委員長)	● 大西 洋平	
25	健康部長	森 淳子	代理出席:坂井 緑(健康サービス課中央健康サポートセンター母子保健担当係長)
26	教育委員会事務局参事	柴田 靖弘	代理出席:原野 節子(教育委員会事務局教育推進課すくすくスクール係長)
27	子ども家庭部長	松尾 広澄	

●は新しく委員になられた方です

1 開会

- (事務局) 本日はお集まりいただき、ありがとうございます。
会議の傍聴希望者が8名おりましたので、今から入室を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なし)
- (事務局) それでは、入室いたします。
(傍聴人入室)
- (事務局) では、会に先立ちまして、子ども家庭部長よりご挨拶させていただきます。

2 子ども家庭部長あいさつ

(子ども家庭部長) 皆様、こんにちは。子ども・子育て応援会議にお集まりいただき誠にありがとうございます。

先月の30日に厚生労働省から平成29年度の全国の児童虐待件数が発表されました。平成29年度は13万3,778件となり、28年度の12万2,575件を上回っています。新聞紙上で10万件を超えたことが話題になったのはつい最近でありましたが、この13万という数字は年々伸びています。これだけ児童虐待が増える要素は様々ですが、残念ながら3月には、目黒で大変悲しい事件がありました。あのような事件が起きると、住民の関心は高くなり、児童相談所等への通告件数も増えてまいります。

また、虐待への適切かつ迅速な対応を図るために、児童虐待防止法の虐待の定義は年々変わってきています。例えば、昨今非常に多くなっている要因として面前DVがあります。

子どもの前で激しい夫婦げんかをする、これは子どもに拭いがたい心理的な虐待を与えるということで通告の要素になっています。例えば、奥さんが子どもと逃げて警察に保護されると、その瞬間に警察は児童相談所へ通告します。心理的虐待の多くは、このような内容で占めています。

一方で、社会自体にも児童虐待が増える要素があると言われていています。まず、何よりもストレスを抱える社会であること、それから子育ての孤立化が今非常に問題になっていますが、これが虐待のリスクになりかねない部分となります。そのほかにも、例えば核家族化が進んでいること、育てにくいと感じる発達障害の子どもが増えてきているということも虐待の発生要素であると言われていています。

また、待機児童対策とも関わってきますが、最近読んだ本のなかに、母親の社会進出を余りにも促進すると、親がどっぷりと子育てにつかる大切な時期を奪ってしまい、親が親になり切れない状況を育ててしまうと書かれていました。私自身もその要素も少しあるのではないかと思うところでもあります。

待機児童対策についても時間をかけて話をしたいのですが、待機児童対策は単に受け皿の確保だけではなく、国全体の労働行政を含めて進めていくも

のであります。

いずれにしましても、こういった問題については、行政側も反省し、まだまだ努力できるところがたくさんあると思うところであります。

現在、児童相談所は都道府県、それから政令指定都市の業務として指定されています。児童相談所が都道府県や政令指定都市の業務となると、支援の手がなかなか伸びにくいといったところがあります。支援というのは何かといいますと、母子保健や障害者雇用、あるいは学校の現場、経済的な支援としての生活保護といった、区市町村が提供している住民に寄り添ったサービスであります。これを現在の児童相談行政が持っていないがために、川の流に例えれば、下流側で溺れている子どもを一生懸命助けているような状況です。この川の上流で子どもが溺れないような取り組み、つまり虐待を減らす取り組みとして、子どもや家庭に寄り添って支援するといった支援の手が伸びにくいと私自身は思うところであります。

ご案内のとおり、区は平成32年4月から児童相談所を開設していきます。区は、一番大事な保護・介入という児童相談所の本務は当然行ってまいりますが、もう一方で、我々の基礎的サービスを最大限に用いて、そして本区ならではの地域力を活かして、虐待件数の減少につながる取り組みをしていきたいと担当部長として強く決意をしているところであります。

いずれにしましても、この問題は行政だけでは決してできるものではありません。本日お集まりいただきました皆様方のお力が何よりも必要でありますので、引き続いての御尽力を心から願うところであります。簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶といたします。ありがとうございます。

(事務局) ここからは笹井委員長に進行をお願いします。

(笹井委員長) それでは、平成30年度第1回子ども・子育て応援会議を開会いたします。初めに、委員の皆様の一部の交代がありましたので、事務局よりご紹介をお願いいたします。

(事務局) 笹井委員長の左手からご紹介します。なおご着席のままで結構です。

(委員紹介)

(事務局) 新しく委員になられた皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいております。よろしく願いいたします。

3 議事

(1) 「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況

(笹井委員長) それでは、次第に沿って進めます。これより議事に入ります。

議事の(1)番目、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況(資料1)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料1「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況について説明します。子育て支援課計画係長の今澤と申します。

この表題にあります「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」は、5年前に子ども・子育て応援会議の皆様のご意見を頂戴しながら策定した計画です。子ども・子育て支援法に基づき、こうした会議体へ計画の進捗状況をお知らせすることとなっておりますので、要点を絞り説明いたします。

まず1. 教育・保育事業は、幼稚園および保育園等に関する事業となります。なお、待機児童については、表下にございますが、後ほど事務局より待機児童の状況と取り組みについて説明いたします。

表に「1号（3～5歳）※幼稚園」、「2号（3～5歳）※保育園等」「3号（0～2歳）※保育園等」とございます。これは、平成27年度に開始された国の子ども・子育て支援新制度によるものです。公費を支出するに当たり、例えば1号では、幼稚園に通う要件を満たしているか、それから2号、3号の保育園の場合では、保護者の就労要件を満たしているとかといったことを市区町村が認定する仕組みがございます。

次にニーズ量ですが、こちらは5年前の計画を策定する際に、区民の方へアンケート調査を実施し、そのアンケート調査結果からの利用意向をもとに算出しています。

例えば、5年前にアンケート調査を実施した際は、平成29年度に幼稚園に通いたい方が1万709人いました。実際、幼稚園の定員枠は1万1,674人分用意されています。しかしながら、少子化の進行や保育園に入所する子どもが増えていることにより、実際に幼稚園に通っている方は9,515人となり、差し引き2,100人余りの定員枠が余っている状況になっています。

保育園は2号、3号となります。2号（3～5歳）のニーズ量について、計画策定時は少子化とともに今後のニーズ量は減少する見込みを立てていましたが、全国的に女性の就労状況が大きく変化したこと等により、保育園に対してのニーズが増加しています。同じように3号（0歳～2歳）についても保育ニーズは増加傾向にあります。このため本区では、現実に即して平成28年度では480人、29年度と30年度中にそれぞれ1,000人規模の定員拡大を図っているところです。そういったなかでも、しばらくは厳しい状況が続いていくのではないかと考えています。

このように、子ども・子育て支援事業計画では、5年前にいろいろと検討しましたが、保育ニーズと計画量については実態と大きな乖離が生じております。本区では、改めて就学前児童を対象にアンケート調査を実施し、そこから得られた最新のデータをもとに、第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、待機児童の解消に努めていきたいと考えております。

2枚目以降の資料については、時間の関係で、要点のみ説明いたします。

まず、（2）の延長保育は、平成27年度は82園で実施し、平成29年度では90園で延長保育を実施しています。延長保育については、新設園が増えたともあり、一定のニーズに応えられていると考えています。一方で、実績の

利用数／月を見ていただきますと、27年度が2,695人に対し、28年度は600人ほど減っております。29年度はほぼ横ばいですが、これは昨今の働き方改革等により延長保育の利用者が減少傾向であることを現場から聞いています。延長保育の受け皿は用意しておりますが、利用者が減っていることは、親子にとっても好ましい姿ではないかと考えております。

(3) 地域子育て支援拠点事業は、一般に子育てひろばと呼ばれているものです。箇所数は区内20カ所に変更はありませんが、今年度より私ども子育て支援課にて一括で管理・運営をしています。この結果、健康サポートセンターの子育てひろばへ子育て支援課の保育士が出張し、親子の様子を見て声かけをしたり、利用者からの相談をお受けしています。また、場合によっては健康サポートセンターの保健師につなぎ、早期の段階で適切な対応につながるよう取り組んでいます。

(4) 一時預かり事業は、認可保育園やファミリー・サポート・センター事業で実施しています。平成29年度の目標値は1万5,970人、それに対して実績が1万623人となっています。一時預かり事業の多い利用パターンとして、例えば、まだ保育園に入っていない、幼稚園に入っていないようなお子さんと専業主婦の場合に、時にはリフレッシュしたい、あるいは美容院に行きたい、そういったときに利用できるサービスです。区としては増やしていきたいところではありますが、昨今の保育士不足の問題で、なかなか一時保育に回す保育士まで確保できないといった声を現場から聞いており、このところは実施園数が伸び悩んでいるところです。

次に(5)ファミリー・サポート・センター事業です。こちらの実績は、平成27年度が11,047人、28年度9,318人、29年度8,909人と減少しています。この要因として昨今の働き方改革も含めて、利用の必要性が少しずつ薄れてきているように思っています。

この他のショートステイや病児保育、妊婦健診は、恐れ入りますが資料をご覧くださいと思います。事務局からの説明は以上です。

(笹井委員長) ただいま説明のありました事業計画の達成状況について、ご意見等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(なし)

(2) 江戸川子ども・子育てに関する総合計画

(3) 子育てに関するニーズ調査の実施について

(笹井委員長) それでは、続きまして、議事の(2)と(3)をあわせて、続けて事務局から説明をお願いします。

(事務局) 続きまして、議事の(2)と(3)につきましては、子育て支援課長の浅見より説明します。

まず(2)の江戸川区子ども・子育てに関する総合計画についてですが、

現行の子ども・子育て支援事業計画は平成27年度から平成31年度までの5カ年となっております。これは、法律で5カ年の計画とすると定められており、平成32年度以降の計画を策定する必要があります。その計画の概要について説明させていただき、委員の皆様からご意見を頂戴できればと思います。

先ほど平成29年度の実績について説明しましたが、現行の計画策定時は待機児童が増加する傾向にあったため、計画の内容は保育・教育施設に関するニーズと受け皿の確保に主眼を置いて計画を策定しました。その後、例えば子どもの貧困や、一向に減らない虐待等といった問題が非常に大きくなっています。新しい計画については、保育計画とともに新たに大きくなっている問題を解決するための計画を包含するものとして、本区の特徴である地域力を活かした取り組みとして定めたいと考えています。

続いて、計画の位置付けですが、大もとには江戸川区の長期計画がございます。そして関連する既存の計画として、例えば人口ビジョン、児童虐待防止ガイドといった計画との整合性をとりながら、新しい総合計画は三つの柱立てとします。

まず1点目が子ども・子育て支援、2点目がひとり親の自立支援、3点目が子どもの成長支援です。この子どもの成長支援の事業については、貧困の連鎖を断ち切るということで、平成28年度から学習支援、平成29年8月から食の支援に取り組んでいます。

裏面をご覧ください。計画期間は平成32年から5か年となります。そして、4点目の計画策定の視点として、言うまでもなく子どもの最善の利益をはじめ、核家族化の進行等により子育ての主体である保護者への支援が求められています。本区の最大の特徴であります地域力を活かし、地域全体で子どもの育ちを支える仕組みを視点に据えながら計画をしてまいります。

続いて施策のイメージですが、子どもの支援として平成32年に開設する児童相談所の設置に伴う行政、地域、それから関係機関のネットワークづくりをはじめ、親支援として、家庭保育での育児不安や、ひとり親の経済的な不安を支援する内容として計画を策定していきます。それから、子どもの育ちを支える地域づくりとして、成長支援事業をはじめ、平成33年4月に開設予定の児童養護施設、里親などの社会的養護の充実を図ってまいります。

計画策定に向けた取組みについては、これからニーズ調査を実施しますので、資料2をご覧ください。

ニーズ調査は前回と同様に、区民の方にダイレクトメールを発送し、現在未就学の子どもがいる世帯の保護者3,500名に調査を行います。対象者の抽出方法は、区内にある12の駅圏を区割りしまして、区域ごとに無作為抽出します。調査期間は、来月10月11日から31日まで3週間の回答期間を設けます。参考までに、前回平成25年に行った調査では54.3%の回収率となり、約6割の回答をいただいております。調査としてはそれなりの分析ができていると

考えています。

そして、ニーズ調査の項目については、国から必須事項が示されており、保護者の就労状況や現在利用している教育・保育サービスの内容、また、今後就労した場合の施設利用意向、それから子育て支援事業の利用状況や利用意向をお聞きします。

この他に区独自の調査項目として、本区の特徴が分かるような項目を設けます。例えば、育児休業中の職場復帰時期について伺い、具体的には何歳から保育園に預けたいか等をお聞きして、今後の保育ニーズの分析に役立てたいと考えています。また、既にニュース等でご覧いただいているかと思いますが、来年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されます。基本的には3歳から5歳の保育料が原則無償化になりますが、0歳から2歳についても、所得に応じて無償化になる層がございます。この無償化が実施された場合に、どのような施設に預けたいかといった今後の施設ニーズの状況もとらえたいと考えています。また、職場の育児支援制度として、例えば同僚や上司の理解があるか、また在宅勤務や短時間勤務等の希望する働き方について項目を設けています。

以上、次期子ども・子育てに関する総合計画とその策定のためのニーズ調査の実施について説明いたしました。

お手元に、今回予定しておりますニーズ調査票（案）を配布していますので、こちらは後ほどお目通しいただけたらと思います。

（笹井委員長） ただいま平成32年度からの子ども子育てに関する総合計画策定について説明いただきました。施策の枠組みについて説明いただきましたが、位置付けや計画期間、視点、施策イメージ等について、お気付きの点があればご意見をお願いいたします。

（岩崎委員） 公募区民の岩崎と申します。ニーズ調査の調査対象ですが、0歳から5歳児の就学前の子どもがいる家庭ということでしたが、この範囲を小学校1年生がいる家庭まで拡大していただければと思います。

理由として、保育園は7時半から19時半まで預かっていただけますが、小学校の夏休みでは9時からの学童となりますので、保育園から小学校に上がった際に朝が大変苦勞している状況です。周りの友人に話を聞きますと、小学校の学童に預けられないので民間の学童を利用しているといった家庭も増えています。先ほどファミリーサポートや延長保育の利用が減っているといったお話もありましたが、こうしたことから民間に利用者が流れているのではないのでしょうか。区の学童保育の利用者が減っている可能性もふまえて、調査対象を小学校1年生まで拡大した方が良いのではないのでしょうか。

（事務局） ご意見ありがとうございます。まず、国から0歳から5歳児を対象として計画を策定するための調査を実施するように示されております。しかしながら、いただいたご意見については、調査票の13ページをご覧ください

と思いますが、兄弟などを想定して小学校の放課後の過ごし方について回答する項目がございます。区としましては、この辺りから考察したいと考えています。

(笹井委員長) よろしいでしょうか。ほかにご意見等ございますか。再確認となりますが、ニーズ調査の発送と回収はどのようになりますか。

(事務局) 資料2-2裏面をご覧ください。調査票の発送を10月5日に行い、調査期間は10月11日から3週間ほど設けています。この間に1回ほど督促とお礼も兼ねて葉書をお送りします。調査の集計については事業者に委託し、3月までにニーズ調査報告書を作成する流れでございます。

(笹井委員長) 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

4 報告事項

(1) 江戸川区の待機児童の状況と取組み

(笹井委員長) それでは次第の3番目、報告事項に移ります。事務局からお願いします。

(事務局) それでは、引き続き、報告事項の(1)につきまして、子育て支援課長の浅見より説明します。

江戸川区の待機児童の現状と取組みについて、資料3をご覧ください。

まず、保育所の申込者数について、就学前人口は右肩下がりで減っていますが、保育所の申し込みは一貫して増加傾向にございます。

続いて下のグラフは、待機児童数と保育定員数の推移を示しています。認可保育園だけではなく、例えば認定こども園、小規模保育所、それから保育ママの定員の合計となります。待機児童数は平成25年を境に増加に転じています。この要因としては、平成24年8月に、国が保育の受け皿を拡大して必要とする全ての家庭に保育を受けられるように子ども・子育て支援法を制定しました。そのため、これから希望すれば保育所に入れるといった期待感から、平成25年以降の保育ニーズの増加につながったものと考えています。

続いて平成30年4月の待機児童は440名となります。都内で2番目、全国でも4番目に多い数字となりますが、今回から本区では待機児童数の算定方法を変更しています。この4月から認可保育所に入れずに結果的に育児休業を取った場合も待機児童に含めて算定しています。平成29年の待機児童数は420名ですが、仮にこの方法を用いて算定すると850名となります。実質的には昨年に比べ400名を超える待機児童が減少したことになり、この4月に保育所の定員を1,000名増やした効果が出ているものでございます。

また、今年度は待機児童の内訳が大きく変わり、育児休業を延長した方を含めたことで、0歳児が一番多くなっています。これまで育児休業中の4月に合わせて1歳児として入園を希望する方が多かったのですが、この4月からは傾向が変わっています。区としましても保育ママの利用の推進をはじめ、

保育園の入園申込時にあらかじめ不承諾を希望しているかといった確認をこれまで以上に徹底し、待機児童の減少につなげてまいります。

そして、今後どこまで保育ニーズが伸びるかといったことは非常に予測が難しいところですが、一つの目安として、国や都でも指標としている保育率という数字があります。この保育率は、就学前人口のうち、保育施設を利用している割合を示したのですが、23区の平均は45.7%、本区では35.7%となります。本区は23区の平均より10ポイント低く、23区で一番低い値となっています。それを考慮しますと、本区にはまだまだ潜在的な保育需要があると考えています。

また、来年10月から幼児教育・保育の無償化が行われることで、更なる保育ニーズの掘り起こしにつながる可能性があります。

続いて、本区の待機児童対策ですが、この4月に開設した保育施設は、16の認可保育園を含めて19の施設で1,238名の定員を拡大しています。一部には認証保育所からの移行もありますので、純粹に増加した定員をみると1,086名となります。また、定員の弾力化として、保育士の配置基準を満たしたうえで、この4月に161名お受けしています。

そして、待機児童対策として欠かせない事業として、幼稚園の長時間の預かり保育がございします。これは、基本的な教育時間に上乘せをして1日8時間以上、年間220日以上、また長期の休業期間も含めて幼稚園で預かり保育を実施いただいています。現在37園あるうち17園に協力をいただき、例えばパートタイムの方の利用や小規模保育事業後の受け入れをしていただいております。

来年4月1日に開設する保育所は全部で15施設であり、14の認可保育園を含む15施設で1,080名の定員拡大を見込んでいます。2年間で1,000名ずつ定員拡大を図り、本区としてはかなりの受け皿の確保ができています。そこで平成32年4月は、今後も待機児童が見込まれるであろう4つの地域に絞り現在公募を行っています。駅としては、平井、小岩、船堀、西葛西となります。

最後に、保育施設の定員拡大とともに、保育施設で働く保育士の確保が重要であります。平成29年から区独自で1万円の給与加算や、採用した方へ5万円のお祝い品、宿舍借り上げとして上限8万2,000円の補助を行っています。保育士の確保とともに区独自の研修会等もあわせて行い、質の向上に取り組んでいます。

(笹井委員長) ありがとうございます。さらなる保育施設の定員の拡大、保育士の確保に関してお話をいただきました。

(2) 平成32年度開設 江戸川区児童相談所について

(笹井委員長) それでは、報告事項の2番目、平成32年度開設 江戸川区児童相談所について事務局より説明をお願いします。

(事務局) 児童相談所開設準備担当課長の木村と申します。私からは、江戸川区の児童相談所の設置について説明します。初めに、先月8月30日に平成29年度の児童虐待相談対応件数の速報値が報道されました。平成29年度の速報値は13万3,778件(前年度比1万1,203件の増加)となり、過去最多を更新しております。伸びとしては、少し折れ線グラフが緩やかになっており、鈍化しているところですが、依然減少の兆しは見られない状況です。

続いて、平成27年度の虐待相談における内容別件数です。虐待の種類は、児童虐待防止法により、ネグレクト、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、この四つに分類されています。ネグレクトは、いわゆる育児放棄であり、例えば食事を与えない、病気にかかっているのに病院に通わせないといった虐待です。身体的虐待は、たたく、殴る、逆さづりにする、裸で外に締め出すといった行為、性的虐待は、子どもに性的行為を見せることや性的行為を行う虐待です。そして、今最も多いのは心理的虐待です。先ほど松尾部長のお話にもありましたが、子どもの前で暴力を行うことは面前DVとなり、警察はこの案件を児童相談所に通告するルールとなっています。数年前までは身体的虐待に関する通告件数が最も多かったのですが、現在はこの面前DVによる通告が非常に増えており、心理的虐待が大半を占めています。

また、児童虐待における虐待者の割合をみると、実の母親による虐待が50%を超えています。母親が子どもと関わる時間が最も長いことや、望まない妊娠をしてしまったこと、母親が子育てに関して孤立してしまうことが虐待につながる要因と見てとれます。

続いて、被虐待児の年齢構成です。0歳～2歳と3歳～6歳の就学前の子どもを合わせて4割以上となり、小学生を足すと8割近くになります。力の弱い低年齢の子どもに虐待が集中しているということが見てとれます。

続いて、平成28年度中における虐待により子どもが死亡した人数は合計49名です。実際には、虐待を理由として死亡したと判断できる数が49名であり、虐待が疑わしいという子どもは実際には400件から500件もいるであろうと言われてます。そして年齢構成をみると、0歳児が65.3%、32名を占めています。とりわけ、その半分の16名、33%は月齢0カ月児となっています。0カ月児の中には、月齢0日の子どもも含まれています。望まない妊娠を誰にも打ち明けることができず産み落としてしまい、どうすることもできず、すぐにあやめてしまうといったことが起きているという現状です。

次に、本区の児童相談所設置について説明します。江戸川区が児童相談所を設置すると決めたきっかけとして、平成22年に区内で起きた痛ましい事件がございます。当時7歳、小学校1年生の男の子が両親の虐待により死亡するといった事件がありました。この事件を検証したところ、問題点は都と区の二元体制の中で状況把握や児童虐待への認識、連携が不十分であったと結果づけております。男の子が通っていた小学校は、虐待を認知していながら、

その対応を小学校の中で抱え込んでしまったこと、一方、区の子ども家庭支援センターや児童相談所は、小学校から情報がないということで良い方向へ解釈し、実際に子どもの安全を確認せず、小学校への支援を怠っていたことが大きな問題点となりました。

本区としては、この事件を重く受けとめまして、これ以上痛ましい事件を二度と起こしたくないということで、問題点の抜本的解決策として区に児童相談所を設置し、児童相談体制の一元化を図ることを決めました。しかしながら、この当時は特別区に設置できる規定がなかったため、区長がリーダーシップを発揮しながら、特別区に児童相談所を設置できるように活動を開始しました。その活動が実りまして、平成28年に児童福祉法が改正され、29年4月より特別区に児童相談所を設置することが可能となりました。この法改正を受けまして、本区は、いち早く児童相談所の設置を表明したところです。23区の中で一番早い平成32年（2020年）4月に児童相談所を設置するべく現在鋭意設置準備の作業に取りかかっているところです。

さて、児童相談所とはどのようなところであるかと申し上げますと、設置目的は、子どもに関する家庭等からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともに権利を擁護していくことを目的としている施設です。

設置主体として、都道府県と政令指定都市は必置となります。それから自ら名乗りを上げて児童相談所を設置したいとした中核市、もしくは法改正によって新たに加えられました特別区が国から認められると設置市になります。

業務としては、相談業務が主体となり、調査、診断の業務、一時保護を行います。例えば、虐待の現場に児童相談所の職員が駆けつけたときに、このままの状況では子どもの安全を確保することが難しいと判断したときには、親の承諾あるなしに関係なく一時保護を行うことができます。一時保護した子どもが安全に安心して暮らせるように、在宅での指導継続や、里親、児童福祉施設に入所して支援を行います。

本区の児童相談所の概要ですが、計画地はここからほど近い江戸川区中央3丁目4番、敷地面積は2,285㎡です。建物は地上4階建て、一時保護所を併設した建物になっており、4,500㎡の非常に大きな建物が建つ予定です。職員は100名を超える人数をその中に配置してまいります。

本区の児童相談所を設置するにあたり、三つの一元化という言葉テーマに準備作業を進めているところです。一つ目は、指揮系統の一元化です。区の子ども家庭支援センターと児童相談所、この二元体制を一機関に集約します。従前より、区長は虐待の対応は災害対策における危機管理と同じであると申してきました。一刻一秒を争うときに、子ども家庭支援センターと児童相談所のリーダーの意見が異なり、その調整に時間を要することにより対応が後手に回ることは決してあってはなりません。この二つの機関を一つの機

関に集約することで、課題発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を整えていきます。

二つ目は、支援対応の一元化です。母子保健や子育て支援、学校教育などの業務と連携し、虐待の発生を予防していきます。区の体制と地域力が相まり、虐待の早期発見や早期対応はもとより、虐待の未然防止に取り組んでいきたいと考えています。このような体制が組めるのは、やはり基礎自治体である区の最大のメリットであり、強みであります。この力を最大限に活用してよりよい体制をつくっていききたいと考えています。

三つ目は、窓口の一元化です。総合相談窓口を設置し、児童に関するあらゆる相談を1カ所で受けとめていきます。現在は児童相談所に関する連絡先として二つの系統があり、子ども家庭支援センター内にも二つの系統があります。子どものことで何かを相談したいといったときに、現在は相談先の選択を強いている状況にあります。総合相談窓口を一元化することにより、全ての情報を児童相談所が集約できる体制を整えてまいります。

次に、出来上がった際のパース（予想図）をご覧ください。児童相談所の入り口は東側になり、入ってすぐ左側に地域交流スペースを設けたいと考えています。なるべく敷居の低い、地域に開かれた児童相談所をつくっていくために、子育て中の親子が気軽に立ち寄り子どもを遊ばせたり、子育ての講演会を開いたり、里親の交流会を開いていくといったことで有効に活用していきたいと考えています。

また、一時保護所内の1階には男女共用のリビングを設けます。子どもたちが日中に過ごす場所となり、中庭が吹き抜けとなった明るい空間となります。2階には男女別のリビングを設けます。夕方お風呂に入り、夕ご飯を食べた後に寝るまでは男女別にこのリビングで過ごします。

居室は男女別で分かれており、多くは個室で対応し、お風呂も個浴として、一人で入れるような体制を考えています。子どもたちの人権、それからプライバシーにも配慮した児童相談所にしていきます。

次に一時保護所を退所した後の行き先ですが、一時保護所は、基本的には最大で2カ月間しかいることができません。子どもは実の親のもとで暮らすのが最良の選択であることから、まずは子どもたちが安全に家に帰って暮らせるように、入所している期間に児童相談所の児童福祉司等が親と子に働きかけます。その成果もあり、在宅指導として家に子どもたちが戻る割合が7割となっています。しかしながら、一時保護所に滞在する間に、その子どもを安全に返すことがままならない場合、児童福祉施設、または里親等に一時預かっていただいて、引き続き支援をしていきます。この部分が25%になり、一時保護所に入ったおよそ4人に1人の割合となります。実際の親ではなく、社会で育てるということで、こちらを社会的養護と呼んでいます。

社会的養護は大きく里親と施設の2種類があります。我々としましては、

家庭と同様の環境で暮らすことのできる里親に、多くの子どもたちを預かってほしいと考えています。里親制度とは、子どもに温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとで養育を提供する制度となっています。現在本区では、親元を離れて暮らさざるを得ない子どもたちが現時点で290人ほどいますが、その中で里親に預かっている子どもはおよそ20人程度となります。なるべく里親に預かっていただきたいと願ってはいますが、絶対的に今里親が少ない状況にあります。このような状況を鑑みまして、里親の制度を知っていただき、ぜひ区民の皆さんに里親になっていただきたいと働きかけを始めているところです。

一方の受けとめ手であります児童養護施設については、現在本区には1カ所もない状況です。児童相談所設置にあたり、ぜひとも児童養護施設を少なくとも1カ所は区内に設置したいという思いで、昨年度誘致を行いました。おかげさまで葛飾区に本拠地のあります社会福祉法人共生会より名乗りを上げていただき、平成33年4月に開設に至る予定となります。

また、児童養護施設は2歳から18歳の子どもたちを主に預かりますが、0歳から2歳の子どものみを預かる施設として乳児院がございます。こちらは区内の事業者より自ら設置を決めていただきました。篠崎町2丁目に来年4月に乳児院を開設する運びになっています。

今後、平成32年の開設に向けて鋭意努力してまいります。皆様のご理解とご支援をお願いいたします。私からの話は以上となりますが、ここで今年3月に放映された区民ニュースをご覧いただきたいと思います。里親のことをもっと知っていただきたいという趣旨で特集番組を作成しました。よろしくお願いいたします。

(ビデオ上映)

(笹井委員長) 平成32年に江戸川区に児童相談所が開設されるということで、これからの活動を期待したいと思います。今の報告に関して、質問等はございますか。

(大西委員) 大西でございます。児童相談所の開設について、本区がいち早く手を挙げたということではありますが、東京都の職員から23区の区長になった自治体では手を挙げることに消極的であると聞いています。これは決して児童虐待を軽視しているわけではなく、東京都側の職員として児童相談所を運営したからこそ、どれだけ大変であるかといったことを理解しています。慎重な判断があり、いち早く手を挙げていただいたということは本当に素晴らしいことだと思いますので、先ほどの放映にもありましたが、行政はもちろん、地域の支援が大変重要であると思います。

そして、虐待の相談件数は、冒頭部長からも大変右肩上がりであるのご説明がありました。私は、相談件数が増えていることは、もちろん好ましいことではありませんが、ある意味違った角度から考えれば、小さな声を察知して、近隣の住民や近所の方からの通報もあってしかるべきだと思います。そ

の声をキャッチすることが重要だと思います。これから本区に児童相談所ができることで、より相談しやすい環境になります。決してこの相談件数の増加だけを見るのではなく、別の視点で考えて、見えない小さな声を、顕在化する前の小さな声をキャッチしているにとらえていただきたいです。身近にそういった児童虐待の疑いがある、毎日同じ洋服を着ている、はだしで歩いている、どんな些細なことでもいいので、周りにありませんかといったキャンペーンを張るぐらい、ぜひこの周知に力を入れていただきたいと思います。

また、先ほどのニーズ調査ですが、前回のアンケート回収率は6割であったと報告がありました。この手のアンケートは、回収率が3割、多くても4割というなかで6割近くになったことは、区側も努力いただいたのだと思います。今回も引き続き設問をしっかり吟味いただき、アンケート回収率の向上に努めていただきたいと思います。

(笹井委員長) 時間の関係もございますが、ただいまの里親の話や児童相談所の話を含めて、また全体を通してご質問、ご意見、感想等をいただけますか。

(川瀬委員) 川瀬でございます。色々と勉強させていただきました、ありがとうございます。いよいよ児童相談所が江戸川区に設置され、さらに頑張っていたきたいと思いますのですが、現時点の区としての動きは今までどおりなのでしょう。江東児童相談所と連携しながら進めていると思いますが、状況はいかがでしょうか。

(事務局) 江東児童相談所とお話をするなかで聞いたことですが、今年度は目黒区の事件を機に、虐待に対する地域の皆さんの目が非常に敏感になっています。今年度の虐待の相談件数は、昨年度比で1.4倍を超えるぐらいの件数に増えていると聞いております。

(子ども家庭部長) 現在の虐待に関する相談体制は今までどおりです。基本的には、児童相談所あるいは最寄りの区の窓口、どこでも構いません。子ども家庭支援センターを含めてご連絡いただければ、その適切な対応をしていくという流れは変わりません。本区の児童相談所の設置について、これから厚生労働省に協議をしておりますが、平成32年4月1日から江東児童相談所の江戸川区管轄分を全部引き継ぐという形になります。それ以降は、区の相談窓口を1本化し、対応していきます。

(川瀬委員) 地元の警察との関係について、ご説明いただけますか。

(子ども家庭部長) 警察については、先日の目黒の事件でも話題にあがりました。あのようなときにこそ、立ち入りを拒むのであれば、警察の協力を得て子どもを守ることが必要ではないかといった話がありました。それから警察にもさまざまな情報が寄せられますが、例えば、警察に泣き声通告やDV通告があったときに、事前にさまざまな情報が入っていれば、虐待の要素があるということで警察の対応も違ってまいります。児童相談所や区の子ども家庭支援センターにも同じようなことが言えるので、警察業務と児童福祉業務の個々の案件の

ケースの情報を共有すべきではないかといった議論が今なされているところ
です。どこまで共有できるかは議論の余地のあるところですが、少なくとも
江戸川区においては、昨年、小松川、葛西、小岩警察署と情報共有に向けて
協定書を結ばせていただきました。これも児童相談所設置に向けた布石とい
う形で、私はとらえているところであります。

(川瀬委員) ありがとうございます。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。

(なし)

5 閉会

(笹井委員長) よろしいでしょうか。それでは、そろそろ時間になりますので、以上をも
ちまして、江戸川区子ども・子育て応援会議を閉会いたします。

(事務局) 皆様ありがとうございました。第2回の開催は来年2月を予定しています。
日程などについては委員長と相談し、改めてご案内させていただきます。

本日はご多用の中、誠にありがとうございました。